別紙（第１号様式に添付）

補 助 事 業 計 画 書

（１）事業計画

|  |  |
| --- | --- |
| 事業企画案 | (要綱別表から選択)  □　(１)安心安全を確保する取組  　(２)危機状況を乗り越えるための取組  □ア　バスの車両内における感染症の拡大防止のための備品及び設備の調達等に必要な経費  □イ　バス車両内への高効率空気清浄機等の設置に必要な経費 |
|  |
| 事業実施予定時期  （契約予定日～契約者への支払予定日） | 令和　　　年　　　月　　～　　　令和　　　年　　　月 |
| 関連会社に関する事項 | □　事業実施を請け負う企業は親会社、子会社、グループ会社等関連会社ではない。  □　事業実施を請け負う企業は親会社、子会社、グループ会社等関連会社である。（別途理由書(様式任意)提出） |
| 当補助金の利用状況 | 今回申請する車両に、これまでに当補助金を利用したことのある車両の有無  □　あり　・　□　なし |

※親会社、子会社、グループ会社等関連会社とは、資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等を指す。

※車体に取り付ける仕切り等の造作を設置する場合、その内容が車両躯体や走行上の安全等に影響を及ぼすもので、親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引が真に止むを得ない場合は、その理由を明記した書類（様式任意）を添付すること。

(２)事業経費

|  |  |
| --- | --- |
| **総申請車両台数** | 台 |

(単位：円)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **事業内容** | | | **総事業費** | **補助対象経費** | | |
| 経費内訳 | | 金額 |
| １ | | |  |  | |  |
|  | |  |
| 備品・設備を導入する車両台数 | 台 | |  | |  |
| ２ | | |  |  | |  |
|  | |  |
| 備品・設備を導入する車両台数 | | 台 |  | |  |
| ３ | | |  |  | |  |
|  | |  |
| 備品・設備を導入する車両台数 | 台 | |  | |  |
| **合計** | | |  | |  | **（A）** |

※補助対象経費は消費税及び地方消費税相当額を除くこと。

※各申請内容に係る見積書を添付すること。

※補助対象とする備品について、仕切り、サーモグラフィー、自動消毒液噴霧器以外の製品については、感染防止対策として専門家の助言を受けたものとする。

(３)交付申請額

×　４／５　　　　　　＝

(B)　　　　　　　　　円

(A)　　　　　　　　　　円

**交付申請額：　　　　　　　　　　　円**

※交付申請額は、1,000円未満の端数金額を切り捨てること。（合計額の上限は車両台数×８万円。ただし、高効率空気清浄機等を設置する車両については車両台数×30万円。）

**＜申請書添付書類＞**

**（法人の場合）**

□ 登記事項証明書（現在事項証明書）※申請日時点で発行日から３か月以内

□ 印鑑証明書　※申請日時点で発行日から３か月以内

□ 貸借対照表（直近２期分）　写し

□ 損益計算書（直近２期分） 写し

□ 社歴書

□ 一般乗合旅客自動車運送事業許可を証明する書類 又は 一般貸切旅客自動車運送事業許可を証明する書類の写し

□ 現に使用している車両であることがわかる書類

□ 補助対象備品見積書・仕様明細　写し

□ 誓約書

□ その他理事長が必要と認める書類（仕切り、サーモグラフィー、自動消毒液噴霧器以外の製品の購入を申請する場合、感染防止対策として専門家の見解が分かる書類（ウェブサイト写しでも可）を添付してください。また、高効率空気清浄機等を申請する場合は超高性能フィルター（0.1～0.3μmの微粒子を99.97%以上除去できる性能のもの）が搭載されていることを確認できる書類を添付してください。）

**（個人の場合）**

□ 住民票 ※申請日時点で発行日から３か月以内

□ 印鑑証明書　※申請日時点で発行日から３か月以内

□ 税務申告書（直近２期分）　写し

□ 経歴書

□ 一般乗合旅客自動車運送事業許可を証明する書類又は 一般貸切旅客自動車運送事業許可を証明する書類の写し

□ 現に使用している車両であることがわかる書類

□ 補助対象備品見積書・仕様明細　写し

□ 誓約書

□ その他理事長が必要と認める書類（仕切り、サーモグラフィー、自動消毒液噴霧器以外の製品の購入を申請する場合、感染防止対策として専門家の見解が分かる書類（ウェブサイト写しでも可）を添付してください。また、高効率空気清浄機等を申請する場合は超高性能フィルター（0.1～0.3μmの微粒子を99.97%以上除去できる性能のもの）が搭載されていることを確認できる書類を添付してください。）